

大雪に備えて情報連絡訓練を行います！

富山県内にて異常降雪による交通混乱等が懸念される場合に設置される情報連絡本部[※]では、各道路管理者と県警は必要な情報を共有します。

共有情報の連絡徹底や対策協議などについて、迅速かつ効率的に実施することを目的とした訓練を実施します。

今年度は、一昨年に改正された災害対策基本法^{※※}に基づく車両移動に係る情報連絡も組み込んで実施します。

（今回の訓練は情報連絡訓練のみであり、実働訓練は後日実施します。）

【平成27年度の訓練状況】

■訓練日時、場所、参加機関

○日 時

平成28年11月16日（水）
14:00～16:00

○場 所

国土交通省 富山河川国道事務所
5階 道路情報管理室

おくだしんまち

（富山市奥田新町2番1号）

○参加機関（富山冬期交通確保連携会議）

富山県、富山市、高岡市、射水市、
朝日町、魚津市、小矢部市、
中日本高速道路(株)、富山県警察本部、
富山河川国道事務所



お問い合わせ先

富山冬期交通確保連携会議

事務局 富山河川国道事務所 道路管理第一課長

かんだ せいいち

勘 田 誠 一

TEL: 076-443-4722(直通)

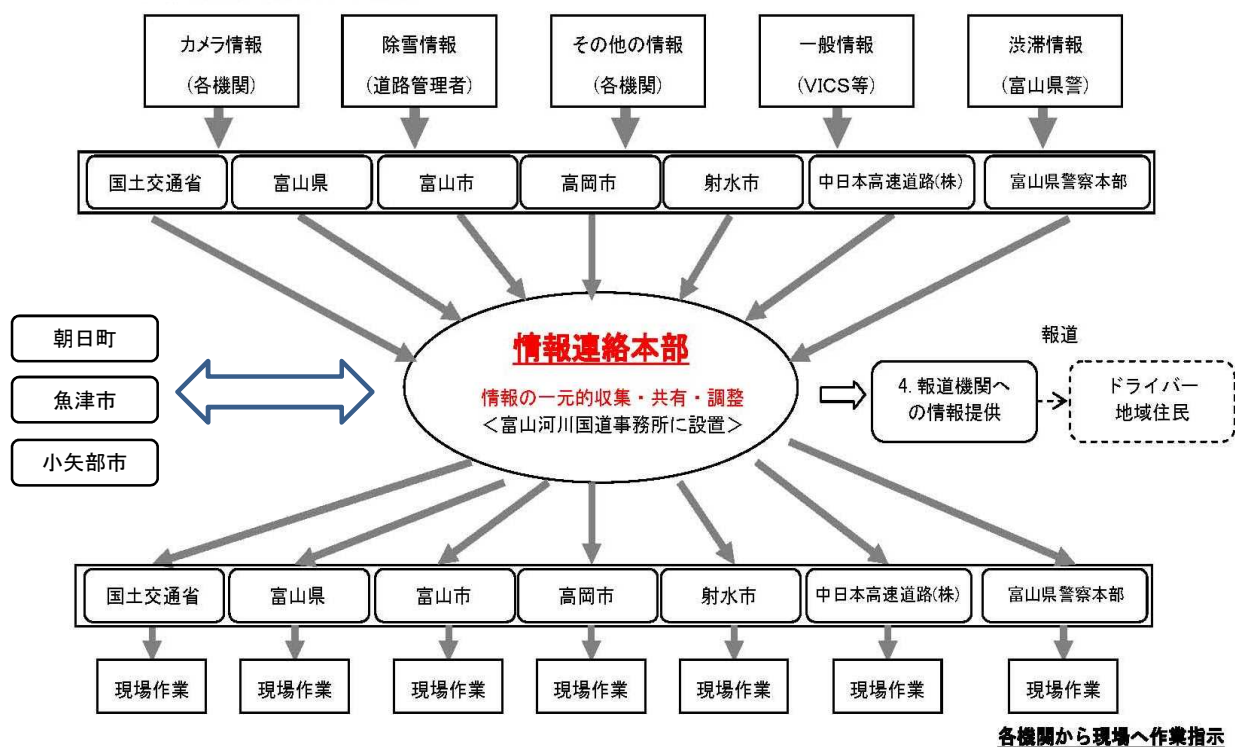
FAX: 076-443-4723(直通)

■ 訓練の概要

- 情報連絡本部において、各機関からの道路情報や降雪情報の収集、共有及び連絡
- 北陸道や国道における事故等発生時の情報収集、迂回路の検討
- 災害対策基本法適用(道路区間指定)時の手続きについて確認
(立ち往生車両に係る対応)

※ 情報連絡本部について

○情報連絡本部の体制イメージ



※※ 災害対策基本法の改正

- 平成26年11月21日に改正。
- 大規模地震や大雪等の災害時、道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策や除雪作業に支障が生ずる恐れがあります。緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は道路の区間を指定して下記の実施が可能となりました。
 - ・緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令。
 - ・運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動。
(その際、やむを得ない限度での破損を容認し、併せて損失補償規定を整備。)